

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針
(案)

平成28年8月31日

霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、香取市、稲敷地方広域市町村圏事務組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、国土交通省関東地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

霞ヶ浦※流域では、「水防災意識社会」の再構築に向けて地域住民の安全・安心を担う沿川の 16 市町村（土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、香取市）、稲敷地方広域市町村圏事務組合、茨城県、千葉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、国土交通省関東地方整備局で構成される「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 30 日に設立した。

本協議会では、霞ヶ浦流域における洪水の特徴、現状の取組と課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、検討を進め、その結果を「霞ヶ浦流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

※常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鰐川、北浦の 5 河川を総称して霞ヶ浦という。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「関係機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
土 浦 市	市 長
石 岡 市	市 長
龍 ヶ 崎 市	市 長
鹿 嶋 市	市 長
潮 来 市	市 長
稲 敷 市	市 長
かすみがうら市	市 長
神 栖 市	市 長
行 方 市	市 長
鉾 田 市	市 長
小 美 玉 市	市 長
美 浦 村	村 長
阿 見 町	町 長
河 内 町	町 長
利 根 町	町 長
香 取 市	市 長
稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者
茨 城 県	生活環境部防災・危機管理課長 土木部河川課長 水戸土木事務所長 潮来土木事務所長 土浦土木事務所長 鉾田工事事務所長 竜ヶ崎工事事務所長
千 葉 県	防災危機管理部危機管理課長 県土整備部河川環境課長 香取土木事務所長
独立行政法人水資源機構	利根川下流総合管理所長
気 象 庁	水戸地方气象台長 銚子地方气象台長
国土交通省関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所長

3. 霞ヶ浦流域の概要と主な課題

■霞ヶ浦流域の地形的特徴

霞ヶ浦の多くは湖岸の背後に台地を望み、湖岸と台地との間には海跡湖の名残として湖岸段丘が形成されている。また、霞ヶ浦（西浦）右岸下流部から常陸利根川にかけての利根川と霞ヶ浦に挟まれた地域では、標高が低く平坦な地形が広がっている。

霞ヶ浦は治水及び利水の機能を確保するため常陸川水門による水位管理を行っており、降雨等により管理水位を上回った場合には、常陸利根川を介して利根川に洪水を流下させている。なお、霞ヶ浦へは流域の54河川等から洪水が流入するのに対し、常陸利根川からのみの流下であり、常陸川水門も利根川本川の洪水や潮位変動を考慮した操作となるため、湖水位は高い状態が長く継続する。

■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の洪水では、平成3年10月に戦後最高水位 Y. P. +2.50m を記録し、溢水^{※1} や内水氾濫等により床上・床下浸水が272戸発生した。また、水位の低い段階から発生した高波浪により、22箇所、約2,500mにわたって湖岸堤の侵食等の被害が発生した。このため、無堤区間の堤防整備や波浪対策を実施している。

■霞ヶ浦流域の社会経済等の状況

霞ヶ浦の浸水想定氾濫区域内には約10万人が居住しており、総被害額は1.5兆円を超える。またJR常磐線、JR鹿島線や東関東自動車道、国道51号線などが浸水想定氾濫区域内にあり浸水被害が発生した場合には、鹿島臨海工業地帯への影響など周辺地区も含めた社会経済への影響が懸念される。

このような状況から、霞ヶ浦流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応への取組が急務となっている。

■霞ヶ浦での主な課題

霞ヶ浦の堤防は計画の高さが一定であり、湖水位の上昇により堤防からの越水等が複数箇所でも同時発生する可能性がある。また、広い湖面を有することから台風の接近により水位が低い段階から吹き寄せや高波浪が発生し越水が発生する可能性もある。この越水や高波浪による湖岸堤の侵食、決壊^{※2} が懸念される。

また、湖水位の高い状態が長く継続することから、長期間にわたる監視や水防活動が必要であり、さらに、決壊した場合には利根川と霞ヶ浦に挟まれた地

域では氾濫域が広範囲となり、特に干拓事業が行われた地域では浸水深が深く
なるといった課題がある。

- ※1. 溢水とは、堤防の無い所から川の水があふれ出ること。
- ※2. 決壊とは、堤防が崩壊し川の水が堤防から流れ出すこと。

4. 現状の取組状況と課題

霞ヶ浦流域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組及び課題を抽出し、以下のとおりとりまとめた。(別紙-1参照)

① 情報伝達等に関する事項

項目	現状	課題
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦流域において、計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を霞ヶ浦河川事務所ホームページ等で公表している。 ○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①より大規模な氾濫による浸水被害発生にも備える危機管理体制を検討するため、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を前提とした氾濫シミュレーションの公表が必要。 ②洪水浸水想定区域等が十分に市民に認識されていない。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知することになっている。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)している。 ○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係自治体防災担当者に対して情報伝達(副ホットライン)している。 	<ul style="list-style-type: none"> ③洪水予報の発令実績が無い場合、受信する自治体において、洪水予報の取扱いに関して十分に周知されていないことが懸念される。 ④防災情報が発表等されても情報の意味などがわかりにくく、住民の適切な行動に活かされない。
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画に記載しその内容に基づき発令している。 ○殆どの自治体ではタイムラインを作成し発令基準としている。 ○国交省や気象台からのホットライン及びリエゾンからの情報を参考に発令を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤タイムラインを作成していない一部の自治体では、具体的な発令基準の設定、防災計画への記載が必要。 ⑥避難勧告等の判断、伝達マニュアルが整備されていない。

※各項目の課題の○番号(①など)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

項目	現状	課題
避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。	⑦洪水ハザードマップが十分に認知されていない。 ⑧避難場所への避難経路が洪水ハザードマップ等に表記されていない。 ⑨浸水域が広く広域避難を必要とする地域では隣接市町村との協定締結（広域避難）が必要。
住民等への情報伝達の体制や方法	○雨量・水位情報等をホームページや専用電話回線により伝達している。 ○避難情報を防災行政無線、広報車などにより伝達している。 ○エリアメールやツイッター等により情報を伝達している。 ○防災対応型エリア放送やコミュニティーFMにて情報を伝達している。	⑩ホームページや専用電話回線などの情報取得手段が住民に十分に伝わっていない。 ⑪防災行政無線や広報車による情報は、悪天時に聞き取りにくくなる事が懸念される。 ⑫多くの住民に情報配信するためメール登録者の増進を図る必要がある。 ⑬外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない。
避難誘導体制	○避難誘導は、市職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。 ○河川巡視等の水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。	⑭各組織毎の具体的な役割分担が設定されていない。 ⑮地区単位での安全な避難経路が確保されていない。 ⑯広範囲での浸水に対し、避難誘導に十分な人員の確保は困難。

※各項目の課題の○番号(①など)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

② 水防に関する事項

項目	現状	課題
河川水位等に 係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省や茨城県では基準観測所の水位により「水防警報」を発令している。 ○重大災害が発生する恐れがある場合には、霞ヶ浦河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）している。 ○霞ヶ浦河川事務所防災担当者から関係自治体防災担当者に対して情報伝達（副ホットライン）している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①自治体の防災担当だけでは、専門的な知識が無い為、判断等に不安がある。 ⑩霞ヶ浦だけでは無く、流入河川の氾濫や内水対策に関する情報が必要。 ⑪出水時に霞ヶ浦の水位が下がらない際に、沿川住民への対応（説明）が十分にできていない。 ⑫氾濫危険水位が現地ではわからない。
河川の巡視区 間	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前に、地元住民、水防団、自治体等と危険箇所の共同点検を実施している。 ○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑬基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 ⑭霞ヶ浦は強風により吹き寄せが生じた場合には設定した危険箇所（堤防高不足箇所等）以外でも越水や洗掘が発生する可能性がある。 ⑮台風等の進路により風向が異なるため、波浪を受ける箇所の予測が困難。 ⑯点検箇所に対し必要な時間と人員が不足している。
水防資機材の 整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○土のう袋やロープ、ブルーシートなど一定数量の水防資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑰装備品等の十分な補充等を常に行うのは財政的に厳しい。
自治体庁舎、 災害拠点病院 等の水害時に おける対応	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。 ○耐水対策として、自家発電装置の嵩上げを実施している。 ○庁舎や災害拠点病院が浸水想定区域外となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑱庁舎等の耐水化等が図られていない。

※各項目の課題の○番号(①など)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状	課題
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○河川管理施設の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。</p> <p>○霞ヶ浦の水位が高い場合、内水は自然排水できずポンプにより強制排水している。</p>	<p>㉗操作規則が管理者に策定されていない許可工作物（排水樋門等）がある。</p> <p>㉘小規模な内水被害はポンプ排水で対応しているが、決壊等の大規模被害には自治体単独では対応できない。</p>

※各項目の課題の○番号(①など)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状	課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<p>○計画に対し堤防断面が不足している区間の整備を行っている。</p> <p>○高波浪を考慮した護岸や離岸堤による波浪対策を行っている。</p>	<p>㉙無堤区間や波浪対策の未実施区間では、水害の発生に対するリスクが高い。</p>

※各項目の課題の○番号(①など)は、後述の「6. 概ね5年間で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施する事で、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標を達成するための3つの取組】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

※大規模水害……想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙-2参照)

項目	主な取組項目	目標時期
■洪水を湖・河川内で安全に流す対策 対策される課題： ㉓㉔	・優先的に実施する堤防整備【関東地整、茨城県】	平成32年度
	・優先的に実施する波浪対策【関東地整】	平成32年度
■避難行動、水防活動排水活動に資する基盤等の整備 対策される課題： ㉖㉗㉘㉙㉚㉛ ㉜㉝㉞㉟㊱㊲	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備【関東地整、茨城県】	平成28年度から順次実施
	・防災行政無線の改良(デジタル化)、防災ラジオ、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町村】	平成32年度
	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施
	・水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施
	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【関東地整、市町村】	平成32年度
	・内水被害危険箇所の対策、排水ポンプの準備【関東地整、茨城県、市町村】	平成28年度から順次実施

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙-2参照)

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(1/2)

項目	主な取組項目	目標時期
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 対策される課題： ①②⑦⑧⑨⑮⑳	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【関東地整、茨城県】	平成 28 年度から実施
	・協議会において広域避難計画(案)の策定【協議会全体】	平成 32 年度
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】	平成 29 年度から実施
	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【市町村】	平成 29 年度から実施
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】	平成 29 年度から実施
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 対策される課題： ③④⑤⑥⑩⑭⑲⑳	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成【市町村】	平成 28 年度
	・タイムラインに基づく首長も参加した実践的な訓練【市町村】	平成 28 年度から順次実施
	・気象情報発信時の「危険度の色分け表示」、「警報級の現象になる可能性の情報提供」や「メッシュ情報の充実化」等の改善【気象庁】	平成 29 年度出水期
■防災教育や防災知識の普及 対策される課題： ③④⑩⑬⑮⑰⑱⑲⑳	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置【協議会全体】	平成 28 年度から順次実施
	・水防災に関する説明会の開催【協議会全体】	平成 28 年度から順次実施
	・教員を対象とした講習会の実施【市町村】	平成 28 年度から順次実施
	・小学生を対象とした防災教育の実施【市町村】	平成 28 年度から順次実施
	・出前講座等を活用した講習会の実施【関東地整、気象庁、茨城県、千葉県】	平成 28 年度から順次実施

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(2/2)

項目	主な取組項目	目標時期
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【関東地整、茨城県】	平成 32 年度
	・水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【関東地整、茨城県】	平成 28 年度 から順次実施
	・許可工作物管理者への防災意識の向上【関東地整、茨城県、市町村】	平成 28 年度 から順次実施

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

項目	主な取組項目	目標時期
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 対策される課題： ⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓ ㉔㉕㉖㉗	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】	平成 28 年度 から実施
	・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】	平成 28 年度 から実施
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】	平成 28 年度
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施【協議会全体】	引き続き定期的 に実施
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市のイベント、コミュニティーFM等）【市町村】	引き続き実施
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町村】	平成 28 年度 から順次実施
	・内水被害危険箇所の把握及び情報共有【茨城県、千葉県、市町村】	平成 28 年度 から順次実施
	・災害拠点となり得る施設の強化等【関東地整】	平成 32 年度

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

項 目	主な取組項目	目標時期
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施 対策される課題： ①②⑬⑳	・ 排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、排水ポンプの設置箇所を選定まで行った大規模水害を想定した排水計画(案)の作成【協議会全体】	平成 32 年度
	・ 排水訓練の実施【協議会全体】	平成 32 年度
	・ 内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成【市町村】	平成 28 年度 から順次実施

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	各市町村における課題など
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な発令基準の設定, 及び防災計画への記載 ・気象情報及び水位等の情報を総合的に判断し、避難指示等の早め判断が必要 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の防災計画には避難経路の記載が無く、今後、安全な経路を確保するよう、町内会で地区防災計画等を作成する必要がある ・ハザードマップの周知促進 ・配付後、数年経つので再配布が必要 ・町内はほぼ全域浸水するため、隣接市町村との協定締結が必要 ・避難経路の未設定 ・河川等との隣接箇所が多く事前に方向を示すことが困難
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災アプリ等の開発による住民への情報伝達等の新たな情報伝達手段の模索 ・外国人や観光客に向けた情報伝達が十分ではない ・防災行政無線を主軸に情報伝達を行うが難聴地域も考慮しなければならない ・防災無線の悪天時の難聴対応 ・登録制メールの登録者数の増進 ・村民への情報取得の周知や、広報活動を行っているがあまり効果が見られない ・リアルタイムでの情報発信 ・エリアメールやツイッター等により情報を伝達している。 ・防災対応型エリア放送により情報を伝達している。
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の防災計画には避難経路の記載が無く、今後、安全な経路を確保するよう、町内会で地区防災計画等を作成する必要がある ・自主防災組織の設置増 ・具体的な役割分担の設定 ・他の団体と合同訓練を行ったことが無い為、連携に不安がある ・避難訓練の実施 ・避難経路の未設定 ・広範囲での浸水に対して十分な人員の確保は困難

②水防に関する事項

項目	各市町村における課題など
河川水位等に係る情報提供	・防災担当だけでは、専門的な知識が無い為、判断等に不安がある
河川の巡視区間	・点検個所に対し、必要な時間と人員が不足している。また、点検者間の日程調整が困難
水防資機材の整備状況	・装備品等の充実を図る上で、財政的(予算)に厳しい現状
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・庁舎等の災害拠点となりうる場所のインフラ強化等の必要性を見直す必要がある

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	各市町村における課題など
排水施設、排水資機材の操作・運用	・ある程度の水量であれば、ポンプでの排水も可能だが、恐らく決壊・越水の場合は対処できないと思われる

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画に関する事項

項目	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	稲敷市	かすみがうら市	神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市
避難勧告等の発令基準	土浦市地域防災計画に記載。	避難判断水位等に達し、さらに水位が上昇する恐れがある場合に重要水防区域等へ発令することを基本とする。	①河川水位が氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することとしている。 ②国交省や気象台からのホットライン及びリゾンからの意見を参考にタイムラインに基づいて発令を行う。	洪水警報等により、又は、既に警戒水域を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	河川が氾濫注意水位を突破し、氾濫危険水位に近接すると想定される等洪水のおそれがあるとき。	河川が氾濫注意水位を突破し、氾濫危険水位に近接すると想定される等洪水のおそれがあるとき。	河川が危険水位を越え、今後の雨量などにより、洪水のおそれのあるとき。	1.北浦の白浜観測所の水位が氾濫危険水位である2.60mに到達した場合 2.北浦の白浜観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を超えた状態で、氾濫注意情報(又は氾濫警戒情報)の水位予測により、水位が堤防高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合)	行方市大規模水害用タイムラインにより氾濫危険水位(YP+2.60)到達時に避難勧告を発令。	避難判断水位に到達し、1時間後には氾濫危険水位に到達すると予想されるとき。	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、特に必要な場合。	【避難指示】 はん濫危険水位を超えるとき 【避難勧告】 避難判断水位を超えるとき 【避難準備情報】 はん濫注意水位を超えるとき	氾濫警戒情報等を指標として判断する。 氾濫注意情報の発表⇒避難準備情報、氾濫警戒情報⇒避難勧告、氾濫危険情報⇒避難指示	チェックリストに明示している	利根川・小貝川のみ地域防災計画に記載	水位が避難判断水位である2.50mに到達し、かつ出島(白浜)地点上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合等
避難場所・避難経路	当市では小中学校を一時避難所として取り扱い、緊急避難場所は全戸配布している土浦市洪水避難地図等のハザードマップにより周知	石岡市防災マップを参考に避難所へ避難することを周知。 ※水防計画避難者立退き先と指定避難所は、同一である。	①龍ヶ崎市ハザードマップ・防災の手引きにより周知。 ②小貝川・利根川洪水避難計画(案)に避難経路を先と指定避難所は、同一である。 小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等避難所へ通じる県道・幹線市道等とし、避難誘導等に際しては、あらかじめ被災状況等の治道の安全性を確認する。	鹿嶋市洪水ハザードマップによる周知	潮来市防災パンフレットにより周知	稲敷市地域防災計画・稲敷市ハザードマップにより周知	かすみがうら市防災マップにより周知	避難場所については洪水ハザードマップに記載して周知している	行方市ハザードマップにより周知(2015.3改訂)。	鉾田市洪水ハザードマップにより周知	小美玉市洪水ハザードマップにより周知	洪水ハザードマップにより周知(全戸配布済み)	阿見町洪水ハザードマップにより周知	洪水ハザードマップにより周知	洪水ハザードマップにより周知	香取市洪水ハザードマップにより周知
住民等への情報伝達の体制や方法	避難勧告・指示を発令した際は、防災行政無線、拡声器付広報車(市職員・消防職員・消防団)による巡視・広報活動を行い関係地域全員に伝達する。土浦市エリアメール発信、メール発信、土浦市ホームページへの掲載、ツイッター、地区長・自主防災会長への電話連絡	避難勧告・指示等を確認し、浸水想定区域の住民へ伝達するため、市防災行政無線、市および水防団の広報車、インターネット、報道機関等の情報伝達手段を活用。(内訳) ・サイレン(水防信号(第1から第4)) ・音声情報(防災行政無線、広報車) ・文字情報(市メールマガジン、ホームページ、Lアラート、緊急速報メール) ・映像情報(報道機関等)	防災行政無線、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、エリアメール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うほか、対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 防災行政無線、広報車の利用、区長への連絡、コミュニティFM、かなメールの利用、インターネット、SNS(ツイッター、フェイスブック)、Lアラート、エリアメール	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 潮来市エリアメール インターネット 防災行政無線 広報車の利用 広報依頼 ラジオテレビ等報道機関へ、広報への協力要請	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 エリアメール 防災行政無線 広報車の利用	避難の準備、勧告又は指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。 インターネット(市メールマガジン、ツイッター、ホームページ等) 防災行政無線 Lアラート(緊急速報メール含む) 広報車の利用	1 防災行政無線の利用 2 広報車による伝達 3 警鐘、サイレン等 4 行政委員による伝達 5 伝達員による戸別訪問 6 放送による伝達(ラジオ、テレビ等による放送) 7 インターネットの活用等	避難準備・勧告・指示を発令した際には、防災行政無線、拡報車、Lアラート、メールマガ、市ホームページ、消防団、防災対応型エリア放送による情報伝達を実施。 ・防災行政無線 ・メール配信サービス ・広報車による市内広報 ・消防団による市内巡回 ・自主防災組織を活用した戸別伝達	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、Lアラート、エリアメール、登録制メール、広報車、消防団、自主防災組織による伝達を行う。 【Lアラート、HP・SNS等、防災メール(登録制)、拡声器付広報車、職員及び消防団員による巡視等】	避難勧告や警戒区域が設定された場合、情報班は、対象地区のすべての住民等にそれらの情報が伝わるよう、広報車の巡回等により伝達する。 【Lアラート、HP・SNS等、防災メール(登録制)、拡声器付広報車、職員及び消防団員による巡視等】	避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線、エリアメール、町メールサービス、町ホームページ、広報車の巡回放送等により伝達する。	防災無線(戸別受信機)による周知	防災無線・エリアメール・町ホームページ・Lアラート・広報車	避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、登録制メール、インターネットによる周知、Lアラートにより報道機関等へ情報提供		
避難誘導体制	市職員・自主防災会・消防団等が連携し、安全に誘導できるよう努める。	重要水防区域から指定避難所へ避難する際は、市職員、消防団、警察等による危険箇所の注意喚起を行い、住民の安全な避難に努める。 避難行動要支援者については、避難支援者が見守り活動を含めた避難支援を行う。	市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 避難行動要支援者においては支援プランに基づき避難支援を行う。	警察、消防、地域(自主防災組織、消防団、その他適切な者)の協力を得て住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。	警察、消防署、市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	市職員及び消防署員、消防団員等は、本部からの指示・情報等の收受にあたり警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域への誘導に努める。	(1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定すること。 (2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。 (3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。 (4) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。 (5) 避難誘導は、収容先での救護物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。 (6) 避難は徒歩での避難を基本とする。ただし、地域によっては、要配慮者の避難や福祉避難所等への距離など地域の課題が異なる為、避難行動要支援者避難支援プラン策定時に検討することとする。 (7) 高層階から避難する際は、エレベーターの利用は行わないものとする。	市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	市職員、水防(消防)団員、警察署、消防署等の関係機関、区長、自主防災組織、その他適切な者に依頼して、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定し、避難誘導する。	市は、警察官、消防団員、自主防災組織等と連携して避難誘導する。	消防団、消防本部、警察官、自治会、自主防災組織等が協力して、組織的に避難を誘導する。 福祉班は、災害時要援護者の登録者名簿に基づき、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員、村社会福祉協議会等に要請し、安否確認や避難所への移動を支援する。	民生委員・児童委員、区町・消防団が連携して行う。	町・消防団・自主防災組織が連携して、避難誘導に努める	警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。	

②水防に関する事項

項目	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	稲敷市	かすみがうら市	神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市
河川水位等に係る情報提供	土浦市水防計画に記載。	消防本部は、水位情報を取得し、水防本部等を介して、伝達系統に基づき、県、国、警察へ情報提供する。	消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	県潮来土木事務所及び国土交通省霞ヶ浦河川事務所に連絡	消防団本部より分団長、部長へ直接連絡。消防団に情報提供。	県・気象庁等の情報提供を受け、避難判断等の基準としている。	※水防計画による霞ヶ浦河川事務所 ⇄ 市(総務課・情報広報課) ⇄ 市消防本部 ⇄ 市消防団	水防団への河川水位等に係る情報提供は、電話及びメールで実施している。	ハザードマップに国土交通省・気象庁・茨城県河川課のサービスを記載の他、市HPにも霞ヶ浦河川事務所の浸水想定エリアをリンク。	鉾田工事事務所は、水位情報周知河川(巴川)について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県(土木部河川課)に通報するとともに、市に伝達する。	消防本部より分団長、中隊へ直接連絡。連絡系統図等は無し。	現在、気象庁等(関係機関)からの情報提供を受けている。	阿見町地域防災計画に記載。	消防団に配備してある無線機による	利根川・小貝川のみ地域防災計画に記載	河川水位等に関わる情報提供の連絡系統図により情報の伝達を実施している。
河川の監視区間	土浦市水防計画に記載。	重要水防区域(三村地区、井関地区、八木地区、高浜地区、中津川地区)のほか、恋瀬川流域(片野地区、半田地区、柿岡地区)を監視する。	水防警戒受持ち区域図作成済み。	北浦、鏑川の鹿嶋市区間	潮来市内及び市に隣接する河川。	霞ヶ浦堤防区間を水防団が監視を行う。	霞ヶ浦堤防区間を消防(水防)団が監視を行う。特に、重点区間である牛渡地区(根山・柳梅地内)及び伏地区(沖ノ内地内)を重点的に行う。	重要水防箇所を重点的に河川の監視を実施している。	霞ヶ浦堤防区間を消防(水防)団が監視を行う。	巴川(北浦橋) 鉾田川(旭橋) 北浦(白浜)	旧玉里地区・霞ヶ浦沿岸川岸地区・旧園部川沿岸	降雨等の状況を判断し、村(総務課防災担当)及び水防団(消防団)にて巡回を実施している。	霞ヶ浦沿岸 乙戸川 花室川	該当なし	利根川・小貝川のみ地域防災計画に記載	香取市水防計画に基づき重要水防区間を定めており、出水時には当該箇所の監視を行う。
水防資機材の整備状況	土浦市水防計画に記載。	水防資機材は、石岡消防及び市都市建設部が、それぞれ、点検等を行っている。 (資器材の所有状況) 石岡市地域防災計画P294参照	水防団員の安全を確保するための資機材を配備済み。	土のう、救命ボート、チェーンソー、夜間活動照明機器、	土のう3,000袋 スコップ100T ブルシー150枚	水防倉庫に土のう袋、スコップ等を配備。その他水防資機材は市倉庫に配備している。	市=堤脚水路排水ポンプ(田伏地区沖ノ内地内)1機、自家発電装置、土のう	平成28年度国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書(常陸利根川)の参-5、参-6に記載のとおり	平成28年度国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書(常陸利根川)の記載のとおり	掛矢、スコップ、杭木、土のうを水防倉庫に備蓄している。	備蓄箇所:小美玉市消防本部、美野里消防署、小川消防署 備品:掛矢・鍬×11 スコップ円び×42 斧鉋×2 救命具×23 合成繊維土嚢袋×6300 縄100m×5 200m×1 300m×1 合成繊維・シート×23 つるはし×7 ハンマー×6 バイル×480	水防団員(消防団員)のライフジャケットの充実を図っている。 【3ヶ年計画にて、新たに100着を購入予定(H27~H29)】	阿見町地域防災計画に記載。	各消防団詰所、稲広の水防倉庫に配置している	稲敷広域水防組合で整備	市内8箇所に水防庫を設置、水防資機材についても備蓄をしている。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	土浦市役所庁舎は最大5mの浸水が想定されているが、1・2階が浸水したとしても、もともと3階に対策本部を置く想定であり、非常用発電施設においても6階の屋上に確保しておりインフラ確保に尽力している。さらに当市最大の三次医療救急を担う土浦協同病院は高台に位置しており水害の被害は考えにくい。	浸水想定区域内に当該施設は有していない。	新庁舎の耐水対策として、自家発電装置のかさ上げを実施。	庁舎が浸水想定区域外であり水害の想定はしていない。	庁舎が浸水想定区域外であり水害の想定はしていない。	新庁舎については浸水区域外である。	庁舎が浸水想定区域外であり水害の想定はしていない。	市庁舎及び災害拠点病院等が洪水の浸水想定区域内にないため、水害時における対応を定めていない。	庁舎が浸水想定区域外であり水害の想定はしていない。	庁舎が浸水想定区域外であり水害の想定はしていない。	市庁舎、災害拠点病院等が浸水予想区域にないため規定無し	浸水想定区域内に本庁舎及び病院等が無い為、現状では特に定めていない。	浸水想定区域内に本庁舎及び病院等が無い為、現状では特に定めていない。	霞ヶ浦の浸水想定では区域外となっている。	庁舎は高台にあり、自家発電装置有り	本庁舎被災時には、災害対策本部を高台の支所に移転し、機能確保を図る。

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	稲敷市	かすみがうら市	神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市
排水施設、排水資機材の操作・運用	排水機場ごとの操作マニュアルがあり、各々の基準に沿って操作運用を行っている。	消防により排水施設を稼働させる。また、移動式の水中ポンプ及び発電機を活用する。 この他、常設の排水ポンプでの対応では困難な場合は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所へ派遣要請し対応する。	運用マニュアル等を整備している。保守点検を入れている。随時確認を行っている。	土地改良区の機場運転期間の延長	土地改良区に機場の運転を依頼する。土地改良区の排水ポンプでの対応が困難な場合は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所潮来出張所に移動移動式ポンプの協力依頼する。	排水施設を民間委託	常設の排水ポンプでの対応では困難な場合は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所土浦出張所より移動式ポンプを協力依頼する。	排水施設(揚排水機場)は、地区の土地改良区及び生産組合等で管理・運用している。 台風の接近等により内水被害が想定される場合は、事前に水中ポンプを設置している。 内水被害が発生した場合は、水防団(消防団)が消防ポンプ車及び消防小型ポンプにより排水作業を実施している。	排水施設(揚排水機場)を、地区の土地改良区が管理している。	土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。 常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。	旧園部川排水機場ポンプ・消防と地元消防団で操作実施。操作マニュアルは排水機場に設置。	各土地改良区に排水機場等の可動を呼びかけ、情報等の共有を図る。	排水については、災害協定を締結している民間事業者等に協力依頼する。	該当なし	該当なし	運用マニュアル等の整備をしているが、一部には不十分な箇所がある事から、早期に整備を図る。保守点検を実施し随時確認を行っている。

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

資料-3(別紙-1-③)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	茨城県	千葉県	気象庁	関東地方整備局
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府が示しているガイドラインを参考に、必要に応じて発令基準を見直すよう助言している。 県が管理する洪水予報河川等では、茨城県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村においてガイドラインに基づく基準設定を行っているが、これからも多発する災害に応じて発令基準の見直しが必要となる場合は、速やかに行っていたりよう説明会等々でお願いをしている 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 県が管理する洪水予報河川等では、茨城県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 災害発生の際には、国交省事務局長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を行う。また事務所防災担当者から関係自治体防災担当者に対して情報伝達(副ホットライン)を行う。
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する指定緊急避難場所・指定避難所について、早期に指定を行うよう市町村に対して働きかけを行っている。 浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する指定緊急避難場所・指定避難所について、早期に指定を行うよう市町村に対して働きかけを行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。
住民等への情報伝達の体制や方法				
避難誘導体制				

② 水防に関する事項

項目	茨城県	千葉県	気象庁	関東地方整備局
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所の水位により水防警報を発令。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所の水位により水防警報を発令。 		<ul style="list-style-type: none"> 基準観測所の水位により水防警報を発令。
河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施。 H27年からは沿川自治会を含めた共同点検を実施。 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等に水防機材を備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等に水防機材を備蓄。 		<ul style="list-style-type: none"> 事務所、出張所、河川防災ステーション(近隣事務所所管)、水防拠点等に水防資機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応				

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	茨城県	千葉県	気象庁	関東地方整備局
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> 既存排水施設の操作により、排水作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当施設なし 		<ul style="list-style-type: none"> 氾濫に際し、既存排水施設の操作、排水ポンプ車、過般式ポンプ等による排水作業を実施する。

○概ね5年で実施する取組(案)

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	実施する機関																	地域住民			
					土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	福敷市	うら市	かすみがうら市	神栖市	行方市	鉾田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市		市町村地方事務組合	県	国
1. ハード対策の主な取組																									
(1) 洪水を河川内で安全に流す対策																									
	①堤防整備	・無堤区間、堤防断面不足区間	・H29年度から実施																		茨城県	関東地整			
	②波浪対策	・波浪対策対象区間	引き続き実施																			関東地整			
(2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																									
	①雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・雨量、水位、風向風速等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	H28年度から順次実施																		茨城県	関東地整			
	②防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災無線の整備・改良、防災ラジオ等の配布	H32年度		○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	③水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	H28年度から順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県	関東地整		
	④簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	・水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置 ・POTEKAの設置	H28年度から順次実施		○	-	-	-	○	○	-	○	-	●	●	○	○	-	-	○		茨城県	関東地整		
	⑤浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H32年度		●	-	●	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		関東地整			
	⑥内水被害危険箇所の対策	・移動式ポンプの増設等 ・消防車両ポンプの転用	H28年度から順次実施		●	●	●	●	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		茨城県	関東地整		
2. ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組																									
(1) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																									
	①想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表	H28年度 H29年度～(県)																			茨城県	関東地整	活用	
	②想定最大規模降雨による氾濫シミュレーションの公表	・想定最大規模降雨による氾濫シミュレーションの公表【H28年度】	H28年度から順次実施																				関東地整	活用	
	③広域避難計画の策定	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・協議会の中で広域避難計画(案)を策定する	H32年度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	活用	
	④広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H29年度から実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整	活用	
	⑤まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・洪水浸水総地図の公表後、看板の設置に向けた検討を行う	H29年度から実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			活用	
	⑥要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・要配慮者利用施設において策定している避難計画の策定計画の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援する	H29年度から実施		○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○		茨城県 千葉県	関東地整	活用	
(2) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																									
	①避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・作成に必要な水位情報等の提供 ・関東地整、市町村と協同し、策定を支援 ・タイムラインの策定を行う	H28年度		●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁		
	②タイムラインに基づく首長も参加した実践的な訓練	・トップセミナーの開催 ・自治体訓練に参加 ・図上型防災訓練のモデル構築 ・実践的な訓練の実施	H28年度から定期的実施		○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	参加	
	③気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H28年度から試行 H29年度出水期から																				気象庁	活用	

○:実施予定、●:実施済み、-:対象なし

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	目標時期	実施する機関																	地域住民		
					土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	稲敷市	かすみがうら市	神栖市	行方市	銚田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市	市町村組合 市町村地方事務場		県	国
(3) 防災教育や防災知識の普及																								
	①水災害に事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・問い合わせ窓口を設置する	H28年度から順次実施	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県	関東地整 気象庁		
	②水防災に関する説明会の開催	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく ・実施について検討する	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁		
	③教員を対象とした講習会の実施	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく ・実施について検討する	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県	関東地整 気象庁		
	④小学生を対象とした防災教育の実施	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく ・実施について検討する	H28年度から順次実施	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	参加	
	⑤出前講座等を活用した講習会の実施	・要請により出前講座等を積極的に行っていく	H28年度から順次実施																		茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	参加	
	⑥プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・情報入手方法などの周知	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整	活用	
	⑦水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供	・ホームページやスマートフォンなどに水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する ・市公式サイトに川の防災情報をリンク付けし情報共有している	H28年度から順次実施	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県	関東地整	活用	
	⑧許可工作物管理者への防災教育の実施	・操作規則作成に必要な情報の提供及び支援 ・履行検査における周知	H28年度から順次実施	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県	関東地整		
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																								
(1) より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																								
	①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・情報伝達訓練等の実施	H28年度から順次実施	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	②水防団同士の連絡体制の確保	・連絡体制の確保	H28年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	③水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	・国が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加 ・人員不足、多くの対象箇所があることなどから取り組み方法については、今後検討していく必要がある。	H28年度	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	参加	
	④関係機関が連携した実施水防訓練の実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・利根川水系連含水防演習に参加する	引き続き定期的	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁	参加	
	⑤水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・団員による声かけやコミュニティFMでの募集 ・広報誌やホームページ等で募集していく	引き続き実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			参加	
	⑥地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者を組み込んだ水防支援体制の構築	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	⑦内水被害危険箇所の把握及び情報共有	・関係自治区との情報共有	H28年度から順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県		活用	
2. ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																								
(1) 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																								
	①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・作成に必要な情報の提供	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁		
	②排水計画に基づく排水訓練の実施	・関係自治体が発する訓練への参加	H32年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁		
	③内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成	・作成に必要な情報の提供	H28年度から順次実施	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県 千葉県	関東地整 気象庁		

○:実施予定、●:実施済み、-:対象なし

○概ね5年で実施する取組(案)

資料-3(別紙-2-②)

項目	事項	内容	関東地整	気象庁	茨城県	千葉県	土浦市	石岡市	龍ヶ崎市	鹿嶋市	潮来市	稲敷市	かすみぐら市	神栖市
	(3)防災教育や防災知識の普及													
	①水災害に事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・問い合わせ窓口を設置する。【H28年度～】	・問い合わせ窓口の対応へのサポート【H28年度～】	・問い合わせ窓口の設置【H28年度～】	・設置予定なし	・ケース(地域)ごとの問い合わせに対応できるよう、見本回答マニュアルを作成する。	・問い合わせ窓口の設置対応を検討する。【H28年度～】	・問い合わせ窓口を設置する。【H28年度～】	・問合せ窓口を設置している。	・問い合わせ窓口を設置する。【H28年度～】	・設置を検討中。	・設置を検討する。	・問い合わせ窓口の設置【H28年度～】	
	②水防災に関する説明会の開催	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・9/3～9/11下館河川事務所(鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携し常総市水害に関するパ	・実施に向けて検討する。(H29年度～)	・実施について検討する。【H29年度～】	・実施について検討する。(H29年度～)	・実施に向けて検討する。	・国、県による出前講座等の開催【H29年度～】
	③教員を対象とした講習会の実施	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市内愛宕中学校において、小貝川水災害教育を実施予定。その他、学校担当課と調整し、実施を検討していく。【H28年度～】	・市内愛宕中学校において、小貝川水災害教育を実施予定。【H29年度～】	・実施に向けて検討する。	・実施に向けて検討する。	・国、県による出前講座等の開催【H29年度～】	
	④小学生を対象とした防災教育の実施	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・市町村の要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・小、中学校の防災訓練等に併せて、防災士等に協力を要請し、防災に対する講習等の実施を推進する。	・市内小中高校を対象に出前講座により実施予定。	・市内小中高校を対象に出前講座により実施予定。	・実施について検討する。【H29年度～】	・実施に向けて検討する。	・国、県による出前講座等の開催【H29年度～】	
	⑤出前講座等を活用した講習会の実施	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。【H28年度～】	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】							
	⑥プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【H28年度～】		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【H28年度～】	・設置予定なし	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信【H28年度～】	・情報入手方法などの周知【H28年度～】	・情報入手方法について啓発していく。【H28年度～】	・広報車、防災行政無線、メール配信、エアメールによって発信。・音声一斉配信サービスを導入。(H28年度～)	・実施に向けて検討する。(H28年度～)	・実施に向けて検討する。【H29年度～】	・実施に向けて検討する。(H29年度～)	・メール、ツイッター等による周知やその他の方法を検討。	・プッシュ型の洪水予報等の情報入手手段の周知【H28年度～】
	⑦水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供する	・ホームページやスマートフォンなどに水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【H28年度～】		・ホームページやスマートフォンなどに水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【H28年度～】	・設置予定なし	・ホームページで川の防災情報等をリンク先で提供する。	・実施に向けて検討する。	・市公式サイトにて、川の防災情報のリンクを付し、情報を提供している。	・市公式サイトにて、川の防災情報(水位及びライブカメラ映像)をリンクして、情報を提供している。	・市公式サイトにて、川の防災情報(水位及びライブカメラ映像)をリンクして、情報を提供している。	・実施に向けて検討する。【H28年度～】	・ホームページで川の防災情報等をリンク先で提供する。	・ホームページで川の防災情報等をリンク先で提供する。	・ホームページ、スマートフォンやテレビなどに水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供【H29年度～】
	⑧許可工務業者への防災教育の実施	・操作規則作成に必要な情報の提供及び支援【H28年度～】	・履行検査における周知【H28年度～】	・要請により出前講座等を積極的に行っていく。【H28年度～】	・実施予定なし	実施に向けて検討する。(H28年度～)	・情報収集を図り、実施に向けて検討する。	・霞ヶ浦では該当なし。	・今後実施していく。【H29年度～】	・実施に向けて検討する。【H28年度～】	・実施に向けて検討する。(H29年度～)	・実施に向けて検討する。	・実施に向けて検討する。	・操作規則の制定【H28年度～】
	2.ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組													
	(1)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化													
	①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施						・水防訓練に併せ伝達訓練を実施	・水防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。【H28年度～】	・水防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。【H28年度～】	・水防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。【H28年度～】	・昨年の関東・東北豪雨時に伝達連絡を実施。	・これまでも水防訓練に併せ伝達訓練を実施している。	・水防訓練に併せ伝達訓練を実施していく。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【H28年度～】
	②水防団同士の連絡体制の確保						・各水防団への無線機器の配備計画策定中	・連絡体制を確保する。【H28年度～】	・連絡体制を確保する。【H28年度～】	・連絡体制について確保済み。	・連絡体制を確保する。【H28年度～】	・連絡体制は確保済み。	・連絡体制を確保する。	・水防団同士の連絡体制の確保【H28年度～】
	③水防団や地域住民が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施【H28.6～毎年】	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している【H28年度～】	・人員不足、多くの対象箇所があることから取り組み方法については、今後検討していく必要がある。	・国が実施する共同点検への参加	・河川事務所が実施している重要水防箇所等の共同点検への参加	・河川事務所が実施している重要水防箇所等の共同点検への参加	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく。【H28年度～】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加済み。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H28年度～】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H28年度～】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H28年度～】
	④関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・水防管理団体が行う訓練への参加【H28.5～毎年】	・水防管理団体が行う訓練への参加、支援【H28年度～】	・水防管理団体が行う訓練への参加【H28.5～毎年】	・水防管理団体が行う訓練への参加【毎年】	・毎年、消防本部主導の水防訓練を実施	・実施の必要性を精査し検討する。	・ロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施済み(6/5)	・H27年度、水防に関する訓練実施済み。【H29年度～】	・今後訓練を実施していく。	・利根川水系連合水防演習に参加する。【H29年度～】	・利根川水系連合水防演習に参加する。【H29年度～】	・毎年、消防本部主導の水防訓練を実施	・利根川水系連合水防演習への参加【H29年度～】
	⑤水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進					・市のイベント等や各分団において募集活動の実施チラシの配布のほり旗の作成	・実施の必要性を精査し検討する。	・水防団入団の募集広報を実施【H28年度～】	・現在、消防団員が水防活動を兼務しており、消防団員の募集については広報誌、団員による声かけやコミュニティFMを利用した募集活動を実施済み。	・広報誌やホームページ等で募集していく。【H29年度～】	・広報誌・ホームページ等で募集していく。	・広報誌やホームページ等で募集していく。	・広報誌やホームページ等で募集していく。	・広報紙やホームページ等で水防協力団体を募集【H28年度～】
	⑥地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築					建設業協会との災害協定締結済み	・実施の必要性を精査し検討する。	・実施を検討する。【H28年度～】	・体制について構築済み。	・実施を検討する。【H28年度～】	・実施を検討する。【H29年度～】	・実施を検討する。【H29年度～】	・実施を検討する。【H29年度～】	・建設業者と災害時における応急復旧に関する協定の締結済み
	⑦内水被害危険箇所の把握及び情報共有			・内水被害危険箇所に関して関係機関と情報の共有化を図っていく。	・関係自治体と情報共有している	作成済みの内水ハザードマップを共有	・消防、水防団、警察等と共同で、内水等の危険箇所マップを作成し共有する。	・担当課により点検を実施する。	・区長、消防署員や水防団(消防団員)と情報共有、点検を実施済み。	・水防団等と情報共有、点検を行う。【平成29年度～】	・水防団等と情報共有、点検を行う。【平成29年度～】	・水防団等と情報共有、点検を行う。	・水防団等と情報共有、点検を行う。	・水防団等と点検を実施し、内水被害危険箇所の把握及び情報共有【H28年度～】
	2.ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組													
	(1)排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施													
	①排水機・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・排水ポンプの設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成【H28年度～】	・排水ポンプの設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成への協力【H28年度～】	・作成に必要な情報の提供	・作成に必要な情報の提供	・排水ポンプの設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成【H28年度～】	・検討していく。	・排水ポンプの設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成【H28年度～】	・計画策定に向け関係機関と協議中。	・排水ポンプの設置箇所を選定まで行った排水計画(案)を作成する。【H29年度中】	・検討する	・計画策定の検討を行う。	・排水ポンプの設置箇所を選定した排水計画(案)の作成【H28年度】	
	②排水訓練の実施	・水防訓練と同様に各自自治体持ち回りで実施する。【H29年度～】	・自治体訓練への支援【H28年度～】	・関係自治体を実施する訓練への参加	・関係自治体を実施する訓練への参加	水防訓練との同時実施を検討	・検討していく。	・毎年、水防訓練と同様に各自自治体持ち回りで実施する。【H28年度～】	・防災訓練と合同で実施している。	・防災訓練と合同で実施する検討を行う。【H29年度～】	・防災訓練と合同で実施する。【H29年度～】	・計画に基づく排水訓練の実施を検討。	・防災訓練と合同で実施【H29年度～】	
	③内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成	・作成に必要な情報の提供及び支援【H28年度～】	・排水計画(案)作成への支援【H28年度～】	・作成に必要な情報の提供	・作成に必要な情報の提供	・排水ポンプ等の設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成【平成29年度中】	・検討していく。	—	・計画策定に向け関係機関と協議中。	・排水ポンプ等の設置箇所を選定まで行った排水計画(案)の作成。【平成29年度～】	・検討する	・計画策定の検討を行う。	・排水ポンプの設置箇所を選定した排水計画(案)の作成【H28年度】	

○概ね5年で実施す

項目	事項	内容	行方市	銚田市	小美玉市	美浦村	阿見町	河内町	利根町	香取市	稲敷地方広域市町村圏事務組合
	(3) 防災教育や防災知識の普及										
	① 水災害に事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・問い合わせ窓口を検討。【H28年度～】	・問い合わせ窓口を設置する。【H28年度～】	・設置について検討する。	・設置について検討する。	・設置について検討する。	・設置について検討する。	・要検討	・実施について検討する。	・水災害に関連する担当課が連携を執って、問い合わせ窓口を設置している。	
	② 水防災に関する説明会の開催	・実施について検討。【H29年度～】	・実施について検討する。【H29年度～】	・水防訓練を五月に実施	・実施について検討する。	・実施について検討する。	・実施について検討する。	・要検討	・実施について検討する。	・自治会等への出前講座による周知を図る	
	③ 教員を対象とした講習会の実施	・講習会等を検討。【H29年度～】	・実施について検討する。【H29年度～】	・毎年実施する総合防災訓練時に教育施設を避難場所に指定し、実施を検討	・小中学校が浸水想定区域外。	・教育委員会と連携して検討していく。	・要検討	・実施について検討する。	・洪水ハザードマップにより、浸水範囲の再確認、学校での水災害における避難体制の整備について促進する。		
	④ 小学生を対象とした防災教育の実施	・実施について検討。【H29年度～】	・実施について検討する。【H29年度～】	・毎年実施する総合防災訓練時に教育施設を避難場所に指定し、実施を検討	・実施について検討する。	・教育委員会と連携して検討していく。	・要検討	・実施について検討する。	・水防災意識の向上のため、啓発資料等の作成について検討する。		
	⑤ 出前講座等を活用した講習会の実施										
	⑥ プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・情報入手方法などの周知【H28年度～】	・情報入手方法などの周知【H28年度～】	・検討中	・情報入手方法などの周知を検討する。	・情報入手方法などの周知を行う。	・要検討	—	—	・情報入手方法等を、再度周知する。	
	⑦ 水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供	・市HPの防災情報内で河川事務所、川の防災情報等のリンクを作成【H28年度～】	・関係機関のリンクを貼るなど、ホームページなどに水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【H28年度～】	・関係機関などのリンクをホームページに記載する。	・川の防災Webにて、川の防災情報等のリンクを付し、情報提供を行っている。	・HPで川の情報のリンクを付し、情報提供を行う。	—	—	—	・市のホームページに、リンクの貼り付けをする。	
	⑧ 許可工作者管理者への防災教育の実施	・実施について検討。【H29年度～】	・国、県と連携し支援をする。【H28年度～】	・検討する	・検討する。	・検討する。	—	—	—	・履行検査時において周知を行う。	
2. ソフト対策の主な取組	② 洪水氾濫に										
	(1) より効果的な水防活動の実施										
	① 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・これまでも伝達訓練を実施している。	・水防訓練に併せ伝達訓練を実施する。【H28年度～】	・水防訓練時に実施	・既に、村の防災訓練に併せ伝達訓練を実施している。	・水防団の連絡体制の確認を行う。【H28年度～】	・実施している	・水防組合により水防訓練のみ年1回実施	・国の情報伝達訓練に合わせ訓練を実施する。		
	② 水防団同士の連絡体制の確保	・双方向通信機を配備し、マニュアル作成済み。	・連絡体制を確保する。【H28年度～】	・検討する	・連絡体制確保の検討。	・連絡体制を確保する。【H28年度～】	・確保済み	・連絡体制確保について検討する。	・水防団(消防団)連絡網(連絡体制)は既に整っている。		
	③ 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加。【H28年度～】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H28年度～】	・河川事務所が実施する共同点検に消防団等とともに参加	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H28年度～】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。【H29年度～】	・共同点検へ参加する	・共同点検へ参加する	・合同巡視の際に、地域住民の参加を検討する。	・共同点検に消防本部として参加。	
	④ 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系連合水防演習に参加する。【H29年度～】 ・広域水防訓練の実施。【H29年度～】	・利根川水系連合水防演習に参加する。【H29年度～】	・水防訓練を5月に実施	・既に美浦村、稲敷市、阿見町3市町村で合同の水防訓練を実施している。【毎年】	・既に美浦村、稲敷市、阿見町3市町村で合同の水防訓練を実施している。【毎年】	・実施について検討する。	・実施について検討する。	・毎年度、実施している。	・年1回霞ヶ浦地区水防訓練を実施。	
	⑤ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・募集を検討。【H28年度～】	・広報誌やホームページ等で募集していく。【H28年度～】	・自主防災組織の活動促進	・広報誌やホームページ等で募集を検討する。	・消防団が水防活動を兼務している。消防団員募集は、広報誌、HP等で実施している。【通年】	・消防団が兼務しているため、同様に広報している。	・実施について検討する。	・水防に関し広報紙により募集・指定の促進を図っている。		
	⑥ 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・実施を検討。【H28年度～】	・災害協定締結済み。	・検討する	・実施を検討する。	・町内建設業組合等との災害協定締結済み。	・検討する。	・実施について検討する。	・実施を検討する。		
	⑦ 内水被害危険箇所の把握及び情報共有	・消防団と情報共有、点検を行う。【平成28年度～】	・水防団等と情報共有、点検に努める。【平成28年度～】	・水防団等と情報共有、点検に努める。【平成28年度～】	・水防団等と情報共有及び点検等の検討【平成28年度～】	・水防団等と情報共有し点検を行う。	・把握および情報共有を今後も行っていく	・実施について検討する。	・浸水実績図の作成を検討する。		
2. ソフト対策の主な取組	③ 一刻も早い										
	(1) 排水計画(案)の作成及び排水										
	① 排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・建設部や関係機関と協議し排水ポンプ設置箇所の選定まで行った排水計画(案)を作成	・排水ポンプの設置箇所の選定まで行った排水計画(案)を作成する。【H28年度～】	・関係機関との排水施設の情報共有	・排水施設等が無いが、検討する。	・関係機関と情報を共有して検討していく。	—	—	・排水ポンプの設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成を検討する。		
	② 排水訓練の実施	・防災訓練等で実施。	・防災訓練と合同で実施する。【H29年度以降】	・防災訓練での実施を検討	・村の防災訓練と合同で実施するよう検討する。	・水防訓練時での実施を検討していく。	—	—	・防災訓練と合同で実施するよう検討する。		
	③ 内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成	・建設部や関係機関と協議し排水ポンプ設置箇所の選定まで行った排水計画(案)を作成	・排水ポンプ等の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成【平成28年度～】	・検討する	・検討する。	・関係機関と情報を共有して検討していく。	—	—	・内水被害危険箇所の排水計画(案)の作成を検討する。		